タブレット端末の使用に係る政務活動費の適用について

政務活動費の概要

主 旨:議員の調査研究その他の活動に要する経費の一部として支給される補助金

交付対象:議会における会派(所属議員が | 人の場合を含む。)

交付額:議員 | 人当たり月額7万円を上限とし、所属会派に交付

使途基準:議員の調査研究その他の活動に要する経費に政務活動費を充当することができる

「政務活動費運用マニュアル(改訂II版)」に支出手続きに係るガイドラインを定めている

法的根拠:「地方自治法」第 100 条第 14 項、第 15 項及び第 16 項

「大津市議会政務活動費交付条例」「大津市議会政務活動費交付規則」「大津市議会政務活動費交付規程」

タブレット端末に係る政務活動費の適用

1. 現行の取扱い

現行の政務活動費の運用では、市(議会局)が契約しているタブレット端末を貸与し、その通信料及び関連経費については、政務活動費の I/2 以内を充当可能としています。

	導入当時(平成26年11月)	支出基準改正(令和元年5月以降)
通信料	I /2以内を充当	I /2以内を充当
関連経費(キーボード、モバイルバッテリー等の購入費)	全額を充当	I /2以内を充当

なお、支出基準の改正については、全国市議会議長会「政務活動費に関するQ&A(参考指針)」に基づき平成 3 | 年 3 月の議会運営委員会において決定したものです。

大津市議会政務活動費交付規程 別表(第7条関係)(抜粋)

備品 3 タブレット型端末(議会が指定するものに限る。)並びに会派控室に設置するパーソナルコンピュータ及びファクシミリに 関連する諸経費については、各会派において調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合を合理的な方法 により算出することができないときは、当該経費の 1/2 の金額を超えて政務活動費から支出することができない。

2. 今後の取扱い

当該契約の満了日(令和6年 I0月3I日)以降は、会派又は議員個人での契約となることから、政務活動費の取扱いは以下のとおりです。

(1) 政務活動費の充当

	会派名で契約	議員個人で契約
通信料	I /2 以内を充当	充当できない
タブレット端末本体代	I /2 以内を充当	充当できない
関連経費(キーボード、モバイルバッテリー等の購入費)	I /2 以内を充当	充当できない

(2) タブレット端末の所有権

現行のリース契約は、市が締結しているためタブレット端末は市の所有物となります。そのため、議員が任期途中 で辞職された場合は、タブレット端末を市(議会局)へ返却していただいています。

今後、会派名で契約された場合は、会派にタブレット端末の所有権があることから、議員が任期途中で辞職された 場合は、会派へ返却となります。

このような異動等が生じた場合の取扱いについては、次のとおりです。

だだし、異動等が生じた時期等によって状況が異なることから、別途協議が必要となる場合があります。

	会派名で契約	議員個人で契約
議員辞職した場合	会派に返却する	引続き使用が可能
会派を異動した場合	① 会派に返却する ② 会派双方で協議の上、契約変更等の手続きを 経て異動先の会派で使用が可能	引続き使用が可能
会派が解散した場合	① 契約を解約の上、処分する② 会派双方で協議の上、契約変更等の手続きを 経て他会派への譲渡が可能	引続き使用が可能